

平成28年第3回隠岐広域連合議会定例会 会議録  
(1日目)

1. 招集年月日 平成28年 8月22日 (月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成28年 9月 6日 (火) 9時30分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成28年 9月 6日 (火) 11時03分宣告
5. 出席議員

1番 中 濱 堯 介	6番 竹 谷 実	11番 吉 田 雅 紀
2番 並 河 孝 成	7番 高 松 照 佳	12番 池 田 一
3番 齋 藤 昭 一	8番 米 澤 壽 重	13番 井 尻 義 教
4番 遠 藤 義 光	9番 池 田 信 博	14番 平 田 文 夫
5番 柏 原 広 行	10番 福 田 晃	
6. 欠席議員 な し
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 松 田 和 久	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	隠岐島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 福 山 孝 行	同 総務課長 西 村 洋 一
同 室 崎 隆 司	同 経営課長 齋 賀 光 成
事務局長 川 崎 康 久	消 防 長 富 谷 輝 彦
総務課長 野 津 信 吾	同 次 長 久 永 吉 人
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名  
議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美
9. 会議録署名議員  
13番 井 尻 義 教 1番 中 濱 堯 介
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議長の諸報告 次ページ以下会議録参照
12. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 な し
13. 委員会報告書及び少数意見書 な し

14. 会議に付した事件 な し
15. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (1) 連合長提出議案の題目
- |       |                                 |                            |
|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 認定第1号 | 平成27年度                          | 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定<br>について |
| 認定第2号 | 平成27年度                          | 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について |
| 認定第3号 | 平成27年度                          | 隠岐島前病院事業特別会計決算認定につ<br>いて   |
| 認定第4号 | 平成27年度                          | 隠岐病院事業特別会計決算認定につい<br>て     |
| 認定第5号 | 平成27年度                          | 消防事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて   |
| 報告第2号 | 平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告書         |                            |
| 議第37号 | 公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラ<br>ザ） |                            |
| 議第38号 | 平成28年度                          | 隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）        |
| 議第39号 | 平成28年度                          | 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）        |
| 議第40号 | 平成28年度                          | 消防事業特別会計補正予算（第2号）          |
- (2) 議員提出議案の題目 該当なし
- (3) 議案の撤回及び訂正 該当なし
16. 選挙の経過 該当なし
17. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
18. 記名投票における賛否の氏名 該当なし
19. 常任委員会委員の選任 該当なし
20. 議会運営委員会委員の選任 該当なし
21. 特別委員会委員の選任 該当なし

- |         |      |
|---------|------|
| 22. 傍聴者 | 1 名  |
| 23. その他 | 該当なし |

## 議 事

### 《議長あいさつ》

#### ○議長（平田 文夫）

おはようございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第3回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

めっきり涼しくなったこの頃ですが、益々ご壮健のご様子なによりでございます。

本日議員の出席状況は、先ほど報告のとおり全員出席であります。

本定例会には、認定案件5件、報告案件1件、指定管理者の指定1件、補正予算3件を含めた計10案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からではございますがご協力をお願い致します。

### 《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成28年第3回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(開会宣告 9時 30分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時 30分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### 《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第119条の規定により、13

番・井尻義教議員、1番・中濱堯介議員を指名いたします。

### 《会期の決定》

日程第2 「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月6日から9月7日の2日間にしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日9月6日から9月7日の、2日間と決定致しました。

### 《諸般の報告》

日程第3 「諸般の報告」を致します。

諸般の報告につきましては お手元に配布の別紙 1 諸般の報告書を参照  
願います。

### 《議案上程》

日程第4 「議案上程」の件を議題と致します。

認定第1号 平成27年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について から

議第40号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)までの  
10案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、10案件につきまして、提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の声あり)

番外 松田広域連合長

#### ○番外(松田広域連合長)

みなさんおはようございます。

平成28年第3回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由  
をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回定例議会を招集させて頂きましたが、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日ごとに秋を感じる心地よい季節を迎えましたが、皆様方にはいよいよご隆盛のご様子、お慶びを申し上げます。

今年の夏も全国的に猛暑となり、また後半には北海道・東北地方を中心に複数の台風が上陸を致しまして、特に台風10号による、暴風・豪雨に伴う土砂

災害等で昨日現在、死者が18名、行方不明者が9名に及ぶ大災害に発展してしまいました。

お亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますと同時に、被災なされました皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

さて、就航3年目を迎えました超高速船レインボーjetsの運航状況等でございますが、4月1日から7月末日まで、前年同期間の運航状況と比較し、欠航数6便減、延べ乗客数4,375人増、就航率1.8%増となっております。

引き続き、関係機関一同、「安全・安心」で高い就航率を維持し、交流人口の拡大が図られるよう努力して参る所存でございます。

引き続き、議員各位のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました諸議案についてご説明を申し上げます。

**認定第1号「平成27年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「平成27年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」**の5件でございますが、平成27年度の各会計の決算監査につきましては、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

議案書では、1ページから5ページまででございますが、別冊の「資料1-1」の各会計決算書でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、**認定第1号「平成27年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」**の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

歳入総額は、4億7,721万8,652円で、分担金及び負担金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものでございます。

続きまして、2ページから3ページをお開きください。

歳出総額は、4億7,569万3,108円となり、総務費において、人件費、隠岐の島町人件費負担金、レインボープラザ指定管理料、レインボーjets指定管理料が主なものでございます。

従いまして、歳入歳出差引残額は、1億5,254,444円でございます。

次に、**認定第2号「平成27年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算」**の認定についてご説明申し上げます。

決算書の14ページから15ページをお開きください。

歳入総額は、33億7,256万6,021円で、概ね予算どおりの執行となりました。

保険料は、1号被保険者の保険料で、5億8,751万6,221円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.3%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。

また、2号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8億6,041万9,000円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金及び繰越金等でございます。

続きまして、16ページから17ページをお開きください。

歳出総額は、33億2,845万9,467円で、そのほとんどが保険給付費の30億4,940万1,264円であり、対前年度給付額に対して0.6%の減少となっております。

従いまして、歳入歳出差引残金は4,410万6,554円でございます。

次に、認定第3号「平成27年度隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の28ページをお開き下さい。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し964万6,736円の増収となり、7億7,465万7,736円、病院事業費用は、8億993万3,885円の決算となり、収支差引3,527万6,149円の純損失となる決算でございます。

続きまして、29ページをお開き下さい。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、6,502万6,870円の決算となっております。建設改良費、企業債償還金及び投資でございます。建設改良費の内容は、医療機器、医療車両等10品目を整備いたしました。また投資の内容は、医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金でございます。

これらの財源につきましては、企業債、補助金、一般会計からの出資金等で、4,904万7,400円となっております。収支差引1,597万9,470円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、30ページをお開き下さい。

損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、1億8,655万7,417円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、2,600万5,619円となりました。

平成27年度の決算は、3,527万6,149円の純損失となり、当年度未処理欠損金として3億1,015万2,143円を計上することとなりました。

次に、認定第4号「平成27年度隠岐病院事業特別会計決算」の認定について

てご説明申し上げます。

決算書の34ページをお開きください。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し1億2,474万2,909円の増収となり、31億5,562万9,909円、病院事業費用は、31億6,455万8,345円の決算となり、収支差引892万8,436円の純損失となる決算でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、2億9,192万4,816円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で院内保育所の整備、医師住宅のリフォーム、巡回診療車の更新、医療機器19品目の整備と、企業債償還金及び医学生、医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金が主なものでございます。

これらの財源は企業債、長期前受金、一般会計からの出資金等で2億8,299万3,156円となっており、収入支出差引893万1,660円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、5億7,546万9,685円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、6,975万7,564円となりました。また、平成26年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失7,868万6,000円を計上してございます。

従いまして、平成27年度の決算は892万8,436円の純損失となり、当年度未処理欠損金として33億9,449万1,348円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「平成27年度消防事業特別会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。

決算書の40ページをお開きください。

歳入総額は、6億3,571万1,939円で、分担金及び負担金、県支出金、国庫支出金が主なものでございます。

続きまして、41ページから42ページをお開きください。

歳出総額は、6億3,209万9,293円で、総務費では人件費、事業費では、災害対応特殊救急自動車購入費、高圧ボンベ充填機購入費が主なものでございます。

従いまして、歳入歳出差引残金は、361万2,646円でございます。

また総務費の総務管理費、アナログ無線周波数削除業務委託料、250万円を繰越明許費として計上しております。

次に、報告第2号「平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。

議案書6ページにお戻り願います。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものでございます。

次に、議案書の7ページをお開き下さい。

議第37号「公の施設の指定管理者の指定について（レインボープラザ）」についてご説明申し上げます。

レインボープラザの管理運営につきまして、株式会社あいらんどを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年とするものでございます。

次に、議第38号「平成28年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書8ページから9ページをお開きください。

歳出につきましては、議会費において、議員行政視察旅費の増額、総務費において、レインボープラザ大規模改修工事設計業務委託料の増額、平成27年度超高速船レインボージェット指定管理料の精算により、指定管理料の増額及び仁万の里監視カメラシステム設置工事費による増額が主なものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ1億2,082万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,267万4千円とするものでございます。

次に、議第39号「平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書10ページから11ページをお開きください。

歳出につきましては、基金積立金において、前年度決算により減額補正し、諸支出金においては、平成27年度介護保険給付費の確定により、国・県及び町村への返還金を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額し、繰越金を増額するものでご



ございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ4,210万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億3,793万2千円とするものでございます。

次に、議第40号「平成28年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書12ページから13ページをお開きください。

歳入につきまして、分担金および負担金を減額し、繰越金を増額する予算科目の組み替えを行うものでございます。

従いまして、歳入歳出の総額をそれぞれ6億1,763万5千円とするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

《監査委員報告》

日程第5 「決算審査報告」及び「平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。

石川代表監査委員から決算審査及び平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

（「議長・番外」の声有り）

番外・石川代表監査委員

○番外（石川代表監査委員）

平成27年度決算審査報告及び平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告を行います。

始めに平成27年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の審査及び定期監査を実施いたしましたので、その結果及び意見について報告いたします。

平成27年度隠岐広域連合各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書をご覧頂きたいと思っております。

決算審査は平成28年8月4日・5日及び8日の3日間をかけて広域連合長から提出された平成27年度の5会計の決算と基金の運用状況について審査を致し

ました。

普通会計1件及び特別会計2件の決算につきましては、平成27年度歳入歳出決算書及び証書類、その他の政令で定める書類、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取するなどの方法で実施いたしました。

同じく公営企業会計決算の2件についても、決算書類及び決算付属書類に基づき、法令及び会計規定の遵守状況、会計記録や会計帳簿の正確性、資本取引と損益取引の明確な区分と明瞭性、会計処理の継続性が守られているか、企業の経済性と公共福祉が推進されているかなど、関係書類諸帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき審査を行いました。

審査に付された、一般会計1件・特別会計2件及び公営企業会計2件の歳入歳出決算書及び付属書類における計数は、それぞれ正確に処理されており、誤りのなかったことを認めました。

基金の運用状況については、昨年の10種目から消防関係の2件が減り、8種目の基金となりました。決算年度中の増減額は2,415万5千円増加しており年度末の現在高は3億685万2千円となっています。主な要因は、レインボープラザ整備基金において、備品購入及び施設整備による247万4千円の取り崩しによる減少はありますが、介護給付費準備基金において、2,655万4千円の新規積立があり全体では増加しております。

公営企業会計においては、医業収支では単年度で隠岐島前病院が2,600万6千円、隠岐病院は892万8千円の当該年度純損失を計上しております。

これは、年間の患者数が大きく影響しているものであります。

年間の患者数は、隠岐島前病院においては、入院14,199人(1日平均39人(対前年比0.3人減))、外来29,676人(1日平均123人(対前年比2.1人減))、隠岐病院においては、入院34,276人(1日平均93.7人(対前年比4.5人増))、外来115,678人(1日平均476人(対前年比13.2人増))となっています。

意見といたしましては、隠岐病院の患者数の増加により経営面での努力は大いに評価するものでありますが、医療スタッフの労働面との均衡が心配されることとあり、バランスのとれた運営がなされることを望むものであります。

介護保険事業につきましては、徴収業務において、全庁的な取り組みにより、未収金の徴収率が予算額の95%を超えたことに対しては評価したいと思います。

未収金の徴収業務については、今後も介護保険事業、病院事業とも、住民の公平性を逸することなく、徴収率の向上を求めます。

予算の執行については、各会計ともに、経費節減を図り、財源の確保、効果のある事務事業の執行に努めておりますが、今後も更なる努力を求めたいと思います。

平成27年度の各会計決算の状況につきましては、お手元の資料別冊 決算審査意見書に明記してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上、平成27年度各会計決算審査及び平成27年度定期監査の報告といたします。

次に平成27年度決算審査における各会計について監査意見を申し上げます。

資料別冊 8頁参照

全会計共通

- ・備品台帳について、現有物を把握し更新に必要なものの台帳の整備に努める必要があります。
- ・復命書については、各会計とも充実した内容となっており、継続されることを望みます。
- ・職員の育成のため、基本研修以外にも計画的に研修を受講される事が必要と考えます。
- ・通常経費については、削減努力は認められますが、引き続き努力を求めます。

次に会計毎ですが、

一般会計

- ・特になし

介護保険事業特別会計

- ・介護保険料の未収金については、全庁あげての取り組みにより、前年以上の成果がありました。引き続きの努力を期待致します。

消防事業特別会計

- ・新庁舎の移転に伴い、維持費等支出面では苦慮したと思われませんが、適切な対応がなされておりました。
- ・消防職員の育成・技術向上のためにも計画的な専門研修の受講が必要と考えます。

隠岐島前病院事業特別会計

- ・医療関係スタッフの確保を求め、更なる住宅環境等の充実に努め、医療スタッフの定着・定住を勧めて頂きたいと思ひます。
- ・未収金については、非常に少額であり、住民との信頼関係が構築されている

と思われ、今後もこうあるよう望みます。

#### 隠岐病院事業特別会計

- ・患者数も増え経営面においては成果が見られますが、医療従事者の負担が危惧されるため、更なる医療従事者の確保が必要と考えます。
- ・未収金については、医療現場との連携を図りながら、通常の徴収業務はもとより強化月間を設け、訪問を行うなど更なる努力を求めます。

#### 病院事業会計共通

- ・医療スタッフの確保については、各町村との連携を図りながら引き続き努力を求めるものであります。

#### 公営企業に係る資金不足比率報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施致しましたので、併せて報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について、損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上で監査委員としての報告を終わります。

#### ○議長（平田 文夫）

以上で決算監査報告及び平成27年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

#### 《質 疑》

#### 日程第6 これより「質疑」を行います。

認定第1号 平成27年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、

認定第5号 平成27年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、後ほど各常任委員会に付託を致しますので、まず認定案件以外について質疑を行います。

議第37号 公の施設の指定管理者の指定（レインボープラザ）についてから、

議第40号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）までの4案件について質疑を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

これにご異議はございませんか？

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
ただいまより全員協議会を開催いたします。

( 本会議休憩宣告 10時 05分 )  
( 全員協議会開会宣告 10時 05分 )

## 【全 員 協 議 会】

### ○議長 (平田 文夫)

全員協議会を開きます。

( 全員協議会開会宣告 10時 05分 )

### ○議第37号 公の施設の指定管理者の指定 (レインボープラザ) について質疑を行います。

(議案書 7頁、**資料3** 議案に関する参考資料 11頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

### ○9番 (池田 信博)

説明を受けて提案されて、全協の時にも、その前にも話をさせていただきましたが、隠岐の島町と情報を共有しながら、「あいらんど」の経営は破綻していると認めているわけですから、我々にも情報を適時出していただいて今後対応していくことを望みますけれど、如何ですか。

### ○番外 (野津総務課長)

先般議会全員協議会でも説明致しましたとおり、今後も隠岐の島町と密に連絡を取りながら、また、議員の皆様にも情報を提供したいと思っております。

### ○議長 (平田 文夫)

よろしいですか。(はい)

以上で 議第37号について質疑を終わります。

次に

### ○議第38号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第2号) について質疑を行います。

(**資料2** 予算に関する説明書の2頁をお開き下さい。)

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声をあり)

質疑なしと認めます。

以上で議第38号について質疑を終わります。

次に○議第39号 平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について質疑を行います。

〔資料2〕 予算に関する説明書の7頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第39号の質疑を終わります。

次に

○議第40号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）につい  
て質疑を行います。

〔資料2〕 予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。）

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第40号の質疑を終わります。

ここで

認定第1号 平成27年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定につ  
いてから

認定第5号 平成27年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定について  
までの各決算認定について、各常任委員会に付託をする前に所管の委員会以外  
の議員からの質疑の時間を設けたいと思います。

最初に総務消防常任委員会所管案件について行います。

認定第1号 平成27年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定につい  
て、総務消防常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

次に

認定第5号 平成27年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で認定第5号の質疑を終わります。

次に医療介護常任委員会所管の案件について質疑行います。

認定第2号 平成27年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

○9番(池田 信博)

決算書の15頁、不納欠損の処理状況で27年度分が280万円程度あるが不納欠損の処理状況を報告していただけますか。

○番外(藤野介護保険課長)

不納欠損の状況でございますが、平成27年度総額282万5,500円を不納欠損致しました。件数としまして494件、欠損者の人数としましては45名でございます。27年度は以前の分も整理致しました。今までも欠損処理をしていますが、分納誓約もして約束をして頂いたにもかかわらず、約束どおり支払い出来なかった方にもう一度訪問を致しまして、もう時効を過ぎていますので払うことが出来なかったり、死亡された方が介護保険のシステム上残ったままの状態のものもありました。そういった分も含め今回45名の方の不納欠損を行いました。

欠損状況はH22年度4件、H23年度74件、H24年度103件、H25年度313件となっております。45名の内、死亡、行方不明者が7名、生活保護者が6名でございます。

以上です。

○9番(池田 信博)

欠損処理にあたって監査委員に報告していると思うが、その時に監査委員から指示とか意見があったのでしょうか。

○番外(藤野介護保険課長)

不納欠損については、年度末に一度行っています。監査につきましては決算監査時に不納欠損状況を報告しておりますが、欠損者に対してはどのような方がおられるか、どういう徴収をされたかの質問は受けていますので答えている状況でございます。

○9番(池田 信博)

件数も額も多いのでたまっていた分を今回処理したと云うことですが、年度ごとに適切に処理しなければならないものはすると云うことでこれからやって頂きたいと思います。

○番外(藤野介護保険課長)

27年度に整理致しましたので今後は2年の時効に満たない時点で滞納整理を強化したり、滞っている方に対しては対策を考えて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第2号の質疑を終わります。

次に認定第3号 平成27年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第3号の質疑を終わります。

次に認定第4号 平成27年度隠岐病院事業特別会計決算認定について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第4号の質疑を終わります。

全員協議会を閉じ、本会議を再開致します。

（全員協議会閉会宣告 10時 20分）

（本会議再会宣告 10時 20分）

【本 会 議】

○議長（平田 文夫）

本会議を再開致します。

（本会議再開宣告 10時 20分）

《 質 疑 》

以上で質疑を終わります。

《 議案の委員会付託 》

日程第7、「議案の委員会付託」の件について、議題と致します。



本日に提出されました議案の  
認定第1号 平成27年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定に  
ついてから

認定第5号 平成27年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
てまでの5案件を常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の別紙2「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員  
会に付託することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、認定第1号から認定第5号までの5案件は、「議案付託一覧表」  
のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから 10時 35分まで休憩と致します。

(本会議休憩宣告 10時 21分)

○議長(平田 文夫)

会議を再開いたします。

(会議再開宣告 10時 35分)

《一般質問》

日程第8 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙3 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっています  
ので、執行部・議員各位におかれましてはご協力よろしくお願いいたします。

それでは、発言を許します。

最初に 1番 中濱 堯介 議員

○1番(中濱 堯介)

通告書に基づき連合長にお尋ね致します。

全国の各自治体では年々増え続ける各種医療費の抑制に頭を悩ましているの  
が現状でございます。

そういうことから国保等の運営基盤が非常に揺らいでいるところもあると伺  
っております。現実隠岐4島においても似たり寄ったりの状況でないかと私は思  
っております。

そのためにどういう処方箋があるのか、これについて各自治体では検討されて

いると思いますが、一つの大きな武器となりますのがジェネリック医薬品の登用を奨励することではないかと私は思っております。ジェネリック医薬品、つまり後発医薬品の活用は医療費抑制の絶対的条件であると思います。近年各医薬品メーカーでは諸々の研究開発が進んで飛躍的にその結果が出ています。薬価面におきましても安全面におきましても大いに進化しているものと思われま

今年4月に各医療関係機関に対して厚生労働省の方から「ジェネリック医薬品の使用の頻度を80%を目標とするように」と指導がなされたようですが、そこで連合長にお伺い致します。

隠岐病院、隠岐島前病院におきまして平成26年度、平成27年度の各年度のジェネリック医薬品のパーセンテージはどれくらいでしたでしょうか。大まかな数字で結構ですので教えて下さい。

もう1点は、ジェネリック医薬品の活用こそ医療費の抑制に決めてとなる。そういう思うからジェネリック医薬品、これは病院側から「使って下さい」とはいかないでしょうが、ジェネリック医薬品の薬価代、安全面を考慮した上での広報活動、ジェネリック医薬品が如何に有効であるかという広報活動、啓蒙活動をどういった方法で島民の皆様にお知らせしているのか、具体的な施策についてお伺い致します。

以上です。

#### ○番外（松田広域連合長）

只今の中瀆議員の「ジェネリック医薬品の積極的活用について」のご質問にお答えいたします。

広域連合長であります私への一般質問でございますが、この手のご質問には本当は隠岐病院の院長なり、隠岐島前病院の院長がお答えするのが更に詳細な部分も含めてお答え出来るかと思いますが、本日はいずれも公務によりまして出席致しておりません。私の方からお答えさせて頂きたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、医療費は増加の一途を辿っております。これは議員がおっしゃるように隠岐だけではございません。国民健康保険運営の将来に不安を来している状況であります。今後の高齢化進展に伴いまして、「これら経費の増大は確実である」と識者は伝えております。今全国規模で議論がなされている状況でございます。

団塊の世代が2020年代、平成30年初頭には75歳以上の後期高齢者に間違いなくなります。65歳～75歳までの前期高齢者と比較致しまして一人あたりの医療費が4倍に伸びてくると報道もされているところでございます。その中で、ジェネリック医薬品の積極的活用も大いに医療費の抑制に繋がるものでございまして、私も議員仰せのとおりであると思っております。

ご質問のジェネリック医薬品の投薬率でございますが、院外処方では隠岐島前病院が平成26年度75%、平成27年度77%、隠岐病院が平成26年度68%、平

成 27 年度 70%でございます。

院内処方につきましては、隠岐島前病院が平成 26 年度、平成 27 年度ともに未使用、隠岐病院が平成 26 年度 29%、平成 27 年度 31%となっており、院内処方と院外処方ではジェネリック医薬品の投薬率に大きな差があるのが隠岐島の現状でございます。

隠岐島前病院では、先発医薬品を処方しておりますが、ジェネリック医薬品の同一薬品は何十種類もあり、小規模な病院ほど、多くの在庫を抱え経費の抑制につながらないこととなります。

また、需要のある薬品ほどジェネリック医薬品の種類が増える状況にあり、隠岐島前病院のように薬剤師 1 名が対応し、救急外来など状況によっては、同一薬品が何十種類も混在すると、医療安全上の問題にも発展しかねない、そういった大きな問題もあるように伺っております。

また、診療体制において、内科、外科、小児科以外の診療は、非常勤医師が担っていることに加えまして、常勤医師の負担軽減のための休日等の代診対応など、院外から出入りする延べ人数約 50 名の医師に一定の薬品以外の周知は不可能であり、薬品管理業務に支障を来すことから、先発医薬品のみで対応しているところでございます。

隠岐病院におきましても、ジェネリック医薬品の活用は、患者様への情報提供を行った上で希望により採用しておりますが、隠岐島前病院と同様に、これらの業務は薬剤師が中心となるところですが、薬剤師不足、隠岐病院では 71 歳になる薬剤師に無理を云ってお願いしているような現状でございます。薬剤師不足の医療機関では対応が極めて困難な状況でございます。

また、院外処方が内服薬、外用薬中心であるのに対し、院内処方は先発薬品とジェネリック医薬品の単価差の少ない注射薬が中心であることも投薬率が上がらない要因のひとつでございます。

このように、病院の規模、医療スタッフの体制によって、様々な実情がございますため、双方のバランスをみながら対応する必要があると考えております。ジェネリックの積極的活用については、患者一人一人の考えを重視しながら、各保険者が地域において推奨すべき問題でもございますのでご理解を頂きたいと思っております。

冒頭で申し上げましたように一般質問と云うことで私がお答えを致しましたが、次の機会に一般質問ではなくて、質疑の中で、この問題につきましては厚生労働省も医療費の将来低廉化を図っていくためには消費税のような増税も考えなくてはいけないけれど一方では、そういったことを押さえる政策が絶対必要だと云われておりますので、このことにつきましては専門家とも十分相談を致しながら、出来るだけ国保会計が少しでも良くなるような対策を考えていく案件だと私も思っておりますので、よろしくお願い致します。

○1 番（中濱 堯介）

ただいま連合長の方からこの質問は一般質問には似つかわしくないのご指摘がありまして、委員会なりで再度機会がありましたらお話をさせて頂きたいと思っております。

せっかくですので承知の上再質問をさせていただきます。

先ほど話がありましたように院内と院外では使用比率が違ってくるものと思われまます。単価的に注射・点滴等については先発であろうが後発であろうが単価的に差がないだろうとおっしゃいました。院内で使用される注射・薬につきまして「今の状況では院内では削減が難しい」と。いろんな症状に対するいろんな薬品が入ってくると薬剤師の負担が非常に増えると云うこともあり、院外については先ほど云われたように隠岐島前病院については77%の実績を上げております。隠岐病院については若干低いですが、これについて80%はいくと思うのですが、医療費については院内の分も将来的にはジェネリックに変えていく必要があるのではと私は思っております。いろんな困難が想定されますが、今抱えている在庫をいつの日かかなりの部分がジェネリックに切り替わることが望ましいのではないかと私は思っておりますが、そういう方向で隠岐病院、隠岐島前病院の院内処方についての方法を検討して頂ければと思っておりますが如何ですか。

#### ○番外（松田広域連合長）

先ほど同僚議員から国保関係の会計でみどり欠損金の話が出ましたが、まさしくこれにも繋がる案件でもありますし、隠岐病院、隠岐島前病院でも医療費を払えない方もいて病院もこの対応に困っているような状況でございます。出来るだけ利用者の負担が少なくて済むような医療体制の確保が絶対必要だと思っております。

今学校に行っている薬剤師に修学資金も出している状況で、将来的には隠岐出身の薬剤師が増えてくることは間違いないと思っておりますが、まだ人員確保までには繋がっていないのが島前・島後の現状でございます。

薬科大学もこれまでは4年制でしたが6年制になり医師と同じように負担が大きいくことから大学に行く人が少ない。現在大学に行っている人には将来隠岐に帰ってほしいとお願いも致しておりますので、そのことがジェネリック医薬品の投薬が拡大されていく、医療費の節約に繋がっていくと思っておりますので、今後も引き続き薬剤師確保に向けて精一杯努力を致しながら、患者の方が少しでも安くて元気になれるような体制を作っていくことも病院事業では大切なことだと考えていますので、これについては内部で相談をして頂き厚生労働省の指導にも答えていけるような体制を強化していくべきだと考えておりますのでよろしくお願い致します。

#### ○1番（中濱 堯介）

わかりました。私の伺いました2点目でございますが、これは広域連合で回答すべきものではないと思っております。これは各自治体が中心になった広報活動・啓蒙活動を展開するのが筋ではないかと思っておりますが、広域連合としてはこれに関したことをやられることは出来ませうでしょうか。

#### ○番外（松田広域連合長）

それでは再々質問にお答え致します。

これは広域連合と云うよりも保険者であります各市町村がもっとジェネリック薬品の拡大に向けていろんな方々に共選活動を拡大していかないことには意識が変わってこないと思いますので、そのあたりについては、4か町村長もいますので持ち帰って貰って、各町村の保険者として考えていく案件ですので、そのように話を進めて頂きたいと考えております。

○議長（平田 文夫）

以上で1番 中濱議員の一般質問を終わります。

次に 12番 池田 一 議員

○12番（池田 一）

議長に発言の機会を与えて頂きましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今年度一般会計補正予算におきまして超高速船指定管理料を昨年度の精算により増額補正を行うとの説明を受けました。具体的には修繕費の当初見込みが1億8,600万円であったのに対し、実績額が3億1,700万円となり、1億3,000万円あまり上回ったとのことでした。当初の見込みよりも1.7倍の修繕費がかかってしまったこと自体も大きな問題とは考えますが、私が一番問題にしておりますのが差額に対する指定管理者である隠岐汽船としての負担額でございます。

予め取り決められている精算スキームでは、上回った差額を広域連合と指定管理者で折半することを基本としながらも、指定管理者の負担額は修繕費を除いた超高速船に係る経常利益の額を超えないこととしております。そのため隠岐汽船の負担額は差額の折半であります6,500万円ではなくて経常利益額である1,800万円余にとどまったとのことでございます。

そこで経常利益を詳しく見てみますと営業費用として4,700万円余の人件費の増額が計上されており、その要因の一つとして従業員の昇級を行ったことと、一時金が支給されたことがあげられています。

ご承知のとおり平成26年3月から就航しております現在の超高速船は隠岐広域連合が購入した上で隠岐汽船に無償で貸与しているものでございまして、その購入資金約24億6,000万円は隠岐4町村が全額過疎債を充当して、島根県は町村の実負債の3分の2である5億1,000万円相当を負担しているところであります。云うまでもなく隠岐汽船は島で暮らす人々の生活の足として不可欠なものでございまして、加えて地域が自立発展していくための産業振興の基礎的インフラとして重要な社会的使命を持っているところでございます。

だからこそ4町村と島根県の間では、一民間企業といえども財政支援を行ってきている訳でございます。その一方で隠岐一本土、島後一島前を結ぶ航路運航の唯一の会社である隠岐汽船としても、単なる収支経営だけにとどまらず、これから社会的使命を果たす、いわば公的な立場に準ずる存在も求められていると私は考えております。民間企業では利益が出れば従業員に一時金を支給し、時には昇

級を実施することもあるでしょうが、逆に経営が苦しければ当然一時金は支給しませんし昇級についても行わないと云うのが経営者としては通常の判断でございます。

隠岐汽船は昨年度の決算におきまして、昨年度帳簿上では利益が出たことになっていますが、行政からのしっかりした支援があつてこそ、財政的支援があつてのことと云うことを忘れて貰つては、私は困ると思つております。

以上のことを踏まえまして二点のことを質問したいと思ひます。

一点目は確認となりますが、修繕費の実績額が見込額を上回った場合に指定管理者の負担は修繕費を除いた経常利益を限度とすることにしております。この経常利益を限度とするということはどういう理念に立つてのこととございましょうか。

二点目は広域連合との精算において指定管理者が従業員に支払った一時金や昇級部分までも経常利益に反映させることを認め、その分を広域連合が負担するとは非常に問題があると私は考えているところでございましょうが如何でしょうか。

以上2点についてお伺い致します。

#### ○番外（松田広域連合長）

只今の池田一議員のご質問にお答え致したいと思ひます。

「平成27年度超高速船指定管理料の精算について」のご質問にお答えいたします。

まず、「修繕費の実績額が見込額を上回った場合、指定管理者の負担は、修繕費を除いた経常利益を限度とする」という考え方についてでございます。

超高速船に係る指定管理料の精算においては、修繕費の実績額が見込額を上回った場合でも下回った場合でも、その差額は折半にすることとしております。

そして、指定管理者に対して、超高速船のメンテナンスに関するインセンティブと責任を働かせるため、修繕見込額を下回った場合の指定管理者の利益は1千万円までとし、逆に見込額を上回った場合には、指定管理者に赤字が発生しないよう、経常利益の額を限度として負担してもらうということで協定がなされたわけでございます。

なお、修繕費の精算に対するこの考え方は、平成25年2月の議会定例会議でご説明し理解をいただいたところでございます。

次に一時金や昇給部分を経常利益に反映させることについてでございます。

超高速船に係る指定管理料の精算においては、人件費は実績で算出することとなっておりますが、少なくとも一時金については、指定管理者の利益還元によるものであることから、本件の算定においては実績額に含むべきではないと考えております。

このため、指定管理者にはその旨を主張し、協議を行ってきたところでしたが、現行の精算スキームの取り決めでは、一時金の取扱いが明確にされていなかったことや、指定管理者の会社決算時期が5月末で既に承認されていたこと

から、今回の協議では整わなかったものでございます。

執行部としては、一時金等の実績額への算入は認められないものと考えておりますので、引き続き指定管理者と協議を重ね、ご指摘のあった部分の額を平成28年度予算において精算できるよう努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○12番（池田 一）

しっかりした対応をやって頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。  
以上で終わります。

○議長（平田 文夫）

以上で12番 池田議員の一般質問を終わります。

「一般質問」を終ります。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月7日は、午前10時00分より、本会議を開会致しますのでよろしくお願い致します。

本日は、これにて散会といたします。

（散会宣告 11時 03分）